

## 業務説明資料

### 1 件名

令和8年度 依存症対策事業広報・啓発等企画運営委託

### 2 履行機関

契約締結日から令和9年3月31日（水）

### 3 履行場所

横浜市健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課

### 4 目的

依存症に関する啓発コンテンツの制作・発信を通じ、社会全体を対象とした、依存症に対する正しい理解を促進するための普及啓発を行うことを目的とする。

### 5 業務内容

#### (1) 年間スケジュールの作成

本業務について遅滞なく確実な実施を図るため、本委託契約内容について、年間スケジュールを作成すること。なお、スケジュールでは進捗管理を行えるよう、作業タスクごとの役割分担（委託者、受託者など）も明示するなどわかりやすくすること。また、委託者側の確認・調整期間なども考慮した余裕を持ったスケジュールとなるよう配慮すること。

#### (2) 依存症対策事業広報啓発の企画・運営

「第2期 横浜市依存症対策地域支援計画」、「令和6年度 依存症に関する市民意識調査」の結果及び「依存症対策事業動画一覧（別紙1）」を踏まえ、広報・啓発の内容を企画し、効果的な広報・啓発手法を提案すること。また、企画内容には以下を必ず含めること。

ア 既存の啓発動画を活用し、YouTube 広告等の掲出により依存症に関心の薄い方にも浸透する広報・啓発を実施すること。なお、最低目標クリック（完全視聴（30秒視聴））回数は100,000回／月以上とする。

イ 年齢層に応じた効果的な普及啓発動画を作成し、広報啓発方法に関する提案を行うこと。

##### (ア) 若年層向け

市販薬・処方薬の過剰摂取による依存症に対しての普及啓発動画を作成すること。動画は15秒程度のものを1種類で、縦型及び横型の各1本ずつとする。また、本委託において作成した動画を令和9年度以降に効果的に活用するため、広報啓発方法に関する提案を行うこと。

また、動画の作成にあたっては、学生の意見を取り入れる体制をとること。この場合の学生については、委託者が指定及び事前依頼を行い、受託者が意見聴取の場の設定に向けた日程等調整や当日の運営、意見のとりまとめを行う。

##### (イ) 中高年層向け

依存症に対する誤解や偏見の解消を目的とした普及啓発動画を作成すること。動画は15～30

- 秒程度のものを1種類で、縦型及び横型の各1本ずつとする。また、本委託において作成した動画を令和9年度以降に効果的に活用するため、広報啓発方法に関する提案を行うこと。なお、全世代向けの広報啓発としても活用できるよう、汎用性の高いものとする
- ウ 新しく作成する媒体については、委託者の指定する監修者（1名を想定）を手配し、監修に向けた連絡・調整、監修者への媒体内容の確認依頼、確認を受けての修正作業及び謝金の支払いを行うこと。なお、監修者への確認は媒体ごとに1回ずつとする。
- エ リスティング広告等の活用により、本市依存症対策のウェブページへのアクセス数を伸ばす取組を行うこと。なお、年間アクセス数60,000回を達成できるための方法を提案し、実施すること。
- オ その他、あらゆる手法による企画を提案できるが、目標設定や効果検証が具体的に提示された企画とすること。

## 6 成果物及び提出期限

成果物は次のとおりとし、各納品期限までに提出すること。

紙面は1部、電子データは原則Microsoft Officeのいずれかの形式で作成されたものであり、再加工できるものとする。なお、いずれのデータ形式を選択するかは提案することとし、委託契約締結後双方で確認し、変更できるものとする。

成果物	提出形式	納品期限
(1) 各回の打ち合わせの議事概要	電子データ	打ち合わせ後5営業日以内
(2) 業務スケジュール	電子データ	契約締結後2週間以内
(3) 実施報告書※	紙面及び電子データ	令和9年3月31日（水）
(4) 事業実施に伴う制作物等	紙面及び電子データ	令和9年3月31日（水）までの間で適宜指示する

※ 実施報告書においては、各動画について、出稿した実績がわかる報告を行うこと。表示回数、クリック数、クリック率、完全視聴回数、完全視聴率、単価等の曜日及び時間別の数字結果と配信属性結果とともに、今後に向けての示唆をまとめたレポートを作成すること。動画以外の広報啓発方法による実施報告内容については、委託者と協議の上決定し、作成すること。

## 7 その他

- (1) 業務の進捗確認打ち合わせを月1回の頻度で行うほか、本業務の進捗に合わせた打ち合わせ・協議等は随時行う。これらは両者協議の上、対面もしくはオンライン等の活用により行う。ただし、業務繁忙期においてはこの限りではなく、実施頻度及び形式を委託者と受託者双方で協議の上決定する。

なお、打ち合わせの都度、議事概要を作成し、打ち合わせ後5営業日以内に電子データで提出すること。

- (2) 受託者の体制については、契約締結後速やかに提示すること。

ただし、プロジェクト管理者（プロジェクト全体を統括するとともに、全てにおいて責任を持つ者）については、基本的に委託期間中は同一人物が継続した対応を行うこととする。また、業務要

件整理ができる人材や品質管理体制等にも配慮した体制で臨むこととする。なお、病気等、不測の事態により当該者が本業務を遂行できない状況が生じた場合は、当該者と同等の能力及び資格を有する人員を配置すること。

- (3) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として横浜市に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、横浜市の承諾を必要とする。
- (4) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。
- (5) 受託者はこの仕様書に定める事項または定めのない事項について疑義が生じた場合は、横浜市契約規則、委託契約約款に定めるほか、委託者と協議のうえ実施すること。

(別紙1) 依存症対策事業動画一覧

No.	動画名	URL
1	I am 依存症？	<a href="https://www.youtube.com/watch?v=jF10RSrDMRI">https://www.youtube.com/watch?v=jF10RSrDMRI</a>
2	依存症啓発動画「やめられない」編	<a href="https://www.youtube.com/watch?v=rA3K8QnZB0w">https://www.youtube.com/watch?v=rA3K8QnZB0w</a>
3	依存症啓発動画「人ごとじゃないかも」編	<a href="https://www.youtube.com/watch?v=JyszErAIr2I">https://www.youtube.com/watch?v=JyszErAIr2I</a>
4	家族が依存症だと思ったら？ ～正しい理解と家族の付き合い方～	<a href="https://www.youtube.com/watch?v=o06vhkGp76w">https://www.youtube.com/watch?v=o06vhkGp76w</a>